

堺市難病指定医研修 質問シート（解答と解説）

	質問内容	解答
(1) 難病法に基づく医療費助成制度全般について		
①	臨床調査個人票とは、難病法における「診断書」のことである。 また、その様式は、厚生労働省のホームページで公表されている。	○
	【解説】 「堺市難病指定医研修資料」の Q3 参照。	
②	難病指定医には、臨床調査個人票を作成することにより、患者が指定難病にかかっていること（診断基準を満たすこと）及びその病状の程度（重症度）を証する職務がある。	○
	【解説】 「堺市難病指定医研修資料」の Q3 及び Q4 参照。	
③	新規申請の際、医療費助成の開始日は、患者（又は保護者）が窓口で申請を行った日である。	○
	【解説】 「堺市難病指定医研修資料」の Q6 参照。	
④	新規申請の際には、難病指定医が作成した臨床調査個人票を提出する必要がある。	○
	【解説】 「堺市難病指定医研修資料」の Q6 参照。	
(2) 臨床調査個人票を作成する際の注意点について		
⑤	記載する事項全般については、他院の情報に基づくものでもよい。	○
	【解説】 「堺市難病指定医研修資料」の Q6 及び「難病法に基づく医療費助成制度の臨床調査個人票（診断書）の作成について」参照。	
⑥	診断基準に関する事項については、臨床調査個人票作成日以前の情報であれば、いつの時点の情報でもよい。	○
	【解説】 「難病法に基づく医療費助成制度の臨床調査個人票（診断書）の作成について」の臨床調査個人票を作成する際の注意点「②診断基準に関する事項」参照。	
⑦	重症度分類に関する事項については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、臨床調査個人票作成時から直近 6 か月間で最も悪い状態を記入する。	○
	【解説】 「難病法に基づく医療費助成制度の臨床調査個人票（診断書）の作成について」の臨床調査個人票を作成する際の注意点「③重症度分類に関する事項」参照。	
(3) 難病法に基づく医療費助成制度における認定基準、審査について		
⑧	厚生労働大臣が定める診断基準を満たすだけでは医療費助成の対象とはならず、厚生労働大臣が定める重症度分類又は軽症高額該当基準を満たしている必要がある。	○
	【解説】 「堺市難病指定医研修資料」の Q1 及び Q7 参照。	

	質問内容	解答
⑨	難病法に基づく医療費助成制度では、疾病ごとに診断基準が異なり、また、Definite 以外に Probable や Possible を含めて医療費助成の対象となる疾病が存在する。 【解説】 「堺市難病指定医研修資料」の Q8 参照。	○
⑩	臨床的に指定難病の罹患が疑われる症例であったとしても、厚生労働大臣が定める診断基準を満たしていない限り、医療費助成の対象とはならない。 【解説】 「堺市難病指定医研修資料」の Q9 参照。	○
⑪	指定医は、自らの専門外の疾病などの臨床調査個人票の作成を依頼された場合、他の指定医を紹介することが望ましい。 【解説】 「堺市難病指定医研修資料」の Q12 参照。	○
(4) その他		
⑫	指定医とは、臨床調査個人票を作成するための医師個人を対象とした資格である。 【解説】 「堺市難病指定医研修資料」の Q13 参照。	○